社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな財源を確保し、福祉サービスの向上及び地域福祉を推進するため、社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の資産等に広告掲載をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 本会の広報紙その他の印刷物
 - イ 本会のホームページ
 - ウ その他広告媒体として活用できる資産等で会長が定めるもの
 - (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を有料で掲載し、又は掲出することをいう。
 - (3) 広告主 広告媒体に広告掲載をするものをいう。

(広告の要件)

- 第3条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 本会法人会員
 - (2) 刈谷市入札参加資格者名簿に登録されているもの
 - (3) その他広告媒体に掲載する広告主として会長が認めるもの
- 2 広告及びその内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載し ないものとする。
 - (1) 本会の広報媒体としての公益性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 政治性又は宗教性があるもの及び意見広告又は個人の宣伝に関するもの
 - (4)人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (6) 良好な景観若しくは風致を害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (7) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱すもの又はそのおそれのあるもの

- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (9) 本会が推薦等しているとの誤認のおそれのある表現をしたもの
- (10) 虚偽又は誇大な表現で閲覧者の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でない と会長が認めるもの
- 3 前2項に規定するもののほか、広告掲載の要件に関し必要な事項は、その広告 媒体を所管する課において、必要に応じ別に定めるものとする。

(広告の募集)

- 第4条 広告の募集は、その広告媒体を所管する課において実施するものとし、あらかじめ次の事項を定めるものとする。
 - (1) 広告媒体の種類
 - (2) 広告掲載の場所又は位置
 - (3) 広告の募集方法及び選定方法
 - (4) 広告の規格及び数量
 - (5) 広告掲載の時期、期間又は回数
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項
- 2 会長が特に必要と認める場合は、募集する広告主の業種、事業者等をあらかじ め指定することができる。
- 3 広告媒体の募集手続を定めるに当たっては、その内容が公平かつ公正であるよう努めなければならない。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書に広告の原稿案を添えて、会長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 会長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書により申込者に通知するものとする。

(広告料の納入)

第7条 前条の規定により決定した広告主は、会長が指定する日までに広告料を納 入しなければならない。

(広告掲載の取消し)

- 第8条 会長は、第3条第2項各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、 広告主に損害が生じても、本会はその賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 会長が指定する日までに、広告料を納入しなかったとき。
 - (2) その他会長が広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告料の環付)

- 第9条 既納の広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 2 前項ただし書の規定により還付する広告料には、利息を付さないものとする。 (広告主の責任等)
- 第10条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 原稿及び広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告審査会)

- 第11条 広告媒体に掲載する広告について審査をするため、刈谷市社会福祉協議 会広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、常務理事、事務局長、総務課長、事業推進課長、生活支援課長及び 施設福祉課長で組織する。
- 3 審査会に委員長を置き、委員長は常務理事をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指 名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第12条 審査会は、次の各号のいずれかに該当し、委員長が必要と認めたときに 委員長が招集する。
 - (1) 新たな広告媒体に広告掲載を始めようとするとき。
 - (2) 広告掲載の可否について疑義が生じたとき。
- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に審査会への出席を求め、意見

を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(実施責任者)

第14条 広告掲載に係る事業の適正な実施を確保するため、広告媒体を所管する 課長を実施責任者とする。

附則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。